

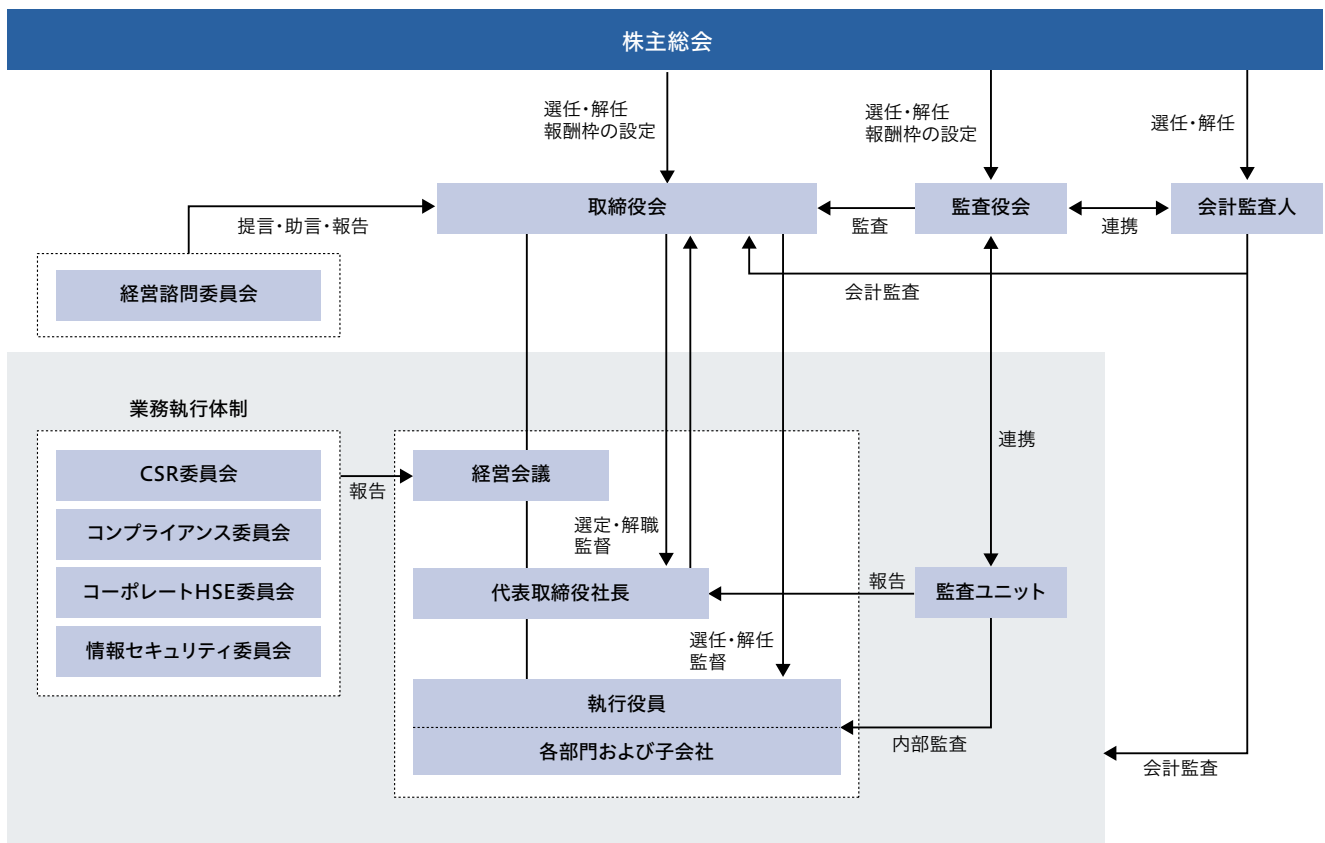
## コーポレート・ガバナンス



### 基本的な考え方

INPEXグループは、当社グループ経営理念のもと、企業価値を高め、株主の皆さまをはじめとするステークホルダー、ひいては社会全般から信頼される企業であり続けるため、経営の効率性と健全性の向上、コンプライアンスの徹底を重要な課題と認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制図



## コーポレート・ガバナンスの状況

当社グループの経営理念に基づき、継続的かつ安定的な事業運営を実現するため、業務に精通した取締役による業務執行を監査役が監査する監査役設置会社の機関設計を採用しています。また、急速に変化する経営環境および業務の拡大に的確・迅速に対応するため、業務執行体制のさらなる強化を目的として執行役員制度を導入し、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を図っています。

当社グループでは、産油国政府や同国の国営石油会社、国際石油会社等との重要な交渉機会が多く、これには業務に精通した社内出身の取締役・執行役員があたる必要があると考えており、社内出身の取締役は原則として執行役員を兼務することで、取締役会が効率的な業務執行を行うとともに、実効的な経営の監督を行える体制を確保しています。また、経営の透明性の向上と取締役会の実効的監督機能の強化を図る観点に加え、社内出身者とは異なる客観的な視点を経営に活用するため、取締役全16名中5名の社外取締役を選任しています。

また、当監査役は、全5名中4名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役職務補助者を任命し、さらに内部監査部門（監査ユニット）や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っています。

会社の機関等の概要は以下の通りです。

### ●取締役および取締役会

当取締役会は16名で構成され、うち5名は社外取締役です。取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行について審議・決定することにより取締役の職務の執行を監督しています。

また、グローバルな経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任をより明確化するため、取締役の任期について1年としています。

### ●経営会議

業務執行に関しては、意思決定の迅速化の観点から、経営会議を設置し、取締役会の決議事項に属さない事項についての機動的な意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定に資するための議論を行っています。経営会議は週1回ないし適宜開催されます。

### ●執行役員制度

急速に変化する経営環境および業務の拡大に的確・迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制の明確化を図るとともに、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を構築しています。なお、執行役員の任期についても、取締役と同様に1年としています。

### ●各種委員会

コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、取締役会の諮問機関として「経営諮問委員会」を、経営会議の業務執行に資することを目的として「CSR委員会」および「コンプライアンス委員会」をそれぞれ設置しています。概要は以下の通りです。

#### (1) 経営諮問委員会

国際的な政治経済情勢およびエネルギー情勢の展望、グローバル企業としての経営戦略の在り方、コーポレート・ガバナンスの強化の在り方等の諸課題について、外部有識者から取締役会に多面的かつ客観的な助言・提言をいただき、企業価値およびコーポレート・ガバナンスの向上を目指すことを目的として、2012年10月に経営諮問委員会を設置しています。本委員会は同分野に幅広い知見を有する大学教授等国内外の有識者4名（男性3名、女性1名）から構成され、2013年度は2回開催しました。

#### (2) CSR委員会

当社グループの社会的責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する取り組みを推進することを目的として、2012年4月にCSR委員会を設置しています。本委員会は社長を委員長とし、社長を含む代表取締役3名、総務本部長、経営企画本部長、コンプライアンス委員会委員長、コーポレートHSE委員会委員長から構成され、コーポレート・ガバナンスを含め、CSRに関する基本方針、CSR推進に関する重要事項を策定します。2013年度は3回開催しました。

#### (3) コンプライアンス委員会

当社グループ全体として一貫したコンプライアンスの取り組みを推進することを目的として、2006年4月にコンプライアンス委員会を設置しています。本委員会はコンプライアンス担当役員を委員長とし、常設組織の本部長、HSE担当役員、監査ユニットジェネラルマネージャーから構成され、コンプライアンスにかかわる基本方針や重

# 31%

取締役全16名中5名（全体の31%）の社外取締役を選任

# 80%

監査役全5名中4名（全体の80%）の社外監査役を選任

要事項を審議し、コンプライアンス実践状況を管理しています。2013年度は4回開催しました。

●内部監査および監査役監査、各監査役と内部統制部門との連携等

(1) 内部監査

事業活動の適切性・効率性を確保するために、業務執行部門から独立した内部監査部門として、社長直属の「監査ユニット」を設置しています。監査ユニットは、経営諸活動の全般にわたる内部統制の整備状況、業務運営の効率性等の評価・検討、問題点の指摘、必要な報告、改善状況のフォローアップ監査等を実施し、会計監査人、監査役と随時意見交換しながら、経営管理の適正化に寄与しています。

(2) 監査役および監査役会

監査役制度を採用し、5名の監査役で監査役会を構成し、うち4名は社外監査役です。

当該社外監査役4名は、当社の事業や財務、会計および金融等の分野に関する豊富な経験と知見を有しており、それらを当社の監査業務に活かしています。

監査役は、取締役会、経営会議に出席し、

必要に応じて担当部署に対するヒアリング、担当部署からの報告等を通じて経営全般および個別案件に関して取締役、執行役員等の職務の執行を監査しています。また、監査役は、会計監査人から定期的および随時に監査に関する報告を受け、さらに監査ユニットからも適宜内部監査の状況について報告を受けています。

(3) 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人 新日本有限責任監査法人と年6回および随時合会を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告ならびに内部統制監査の中間報告を会計監査人から受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしています。

(4) 監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、適宜内部監査の状況について報告を受けるなど、監査ユニットと日頃より連絡を密にしています。また、監査ユニットが実施した内部監査、内部統制評価の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう年5~6回の会議を定例化しています。



**リスクマネジメント**  
<http://www.inpex.co.jp/csr/management/risk.html>

2013年度経営諮問委員会開催概要

経営諮問委員会は幅広い知見を有する外部有識者4名（ジョンズ・ホプキンス大学教授のケント カルダー氏、一般財団法人CSOネットワーク事務局長・理事の黒田かをり氏、一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究顧問の十市勉氏、東京大学名誉教授の山内昌之氏）から構成されています。2013年度は経営諮問委員会を2回開催し、米国のシェール開発がもたらす国際情勢への影響やグローバル企業としてのCSR経営の方向性などについて多面的かつ客観的な議論を行いました。



前列左から、山内氏、十市氏、黒田氏、ケント カルダー氏

## 内部統制システム

当社の取締役会は「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」について以下の通り決議し、それに基づき運用しています。

決議内容の概要は、以下の通りです。

### 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業行動憲章を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。
- (2) コンプライアンス担当役員に代表取締役を選任するとともに、同担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、取締役および使用人がその職務執行上、法令および定款に則り、行動することを確保する。
- (3) 社内担当部署および社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備する。
- (4) コンプライアンス体制および関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査組織(監査ユニット)による監査を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。
- (5) 財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適切に運用するとともに、その有効性の評価を行う。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款、社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適切に保存、管理する。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの企業活動に関連するさまざまなリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。
- (2) グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (3) 日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、監査ユニット、担当部署あるいは外部専門家による監査を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。

- (1) 重要事項の決定については、常勤取締役および役付執行役員で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適切に業務執行を行う。
- (2) 日常の職務遂行については、業務分掌規則、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

### 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社等との間でグループ経営管理契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求めまたは承認する。
- (2) 子会社等におけるリスク管理、コンプライアンス管理および内部監査についても、グループ経営管理規程に基づき、互いに連携を取って進める。

### 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき者として、当社の使用人から2名を兼務任命する。
- (2) 監査役職務補助者は、監査役の指示に従いその職務を行う。

### 7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務補助者の人事異動に際しては、監査役と協議する。

### 8 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役に対して、法令に定める事項、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告および情報提供を行う。
- (2) 監査役は、取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

### 9 その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査の実施にあたり、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と緊密に連携が取れるようにする。
- (2) 監査ユニットとも連携し、定期的に報告を受けるなど、監査の実効性の向上を図る。